

静労発基 0817 第 1 号
令和 8 年 8 月 19 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



お盆明け後の暑さによる熱中症予防について（要請）

残暑の候、労働基準行政の運営につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、静岡県下における 8 月の平均最高気温は毎年上昇傾向にあり、かつ、現に真夏日が続いているところであり、お盆明けも油断できない状況であることから、改めて熱中症予防を呼びかける必要があると判断しました。

つきましては、貴会の会員の皆様に対し、7 月に要請いたしました熱中症予防及び熱中症リスクに応じた措置を引き続き講じるよう呼び掛けていただきたく要請をいたします。

熱中症対策の詳細については、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しておりますので御活用願います。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00270.html



静岡労働局発表
令和8年8月19日

担当	労働基準部健康安全課
	課長 小崎 浩孝
	労働衛生専門官 安本 昌寛
	労働衛生担当 松尾 輝己
	電話 054-254-6314

お盆明けの残暑による熱中症に注意！

気象庁の予報を踏まえると、お盆明け後もしばらく高い気温が続くことが予想されています。また、静岡県下における8月の平均最高気温は毎年上昇傾向にあり、かつ、現に真夏日（30℃以上）が続いているところです。

つきましては、お盆が明けたこの時期においても引き続き熱中症に注意するようお願いします。

静岡労働局（局長 こくぶん かずゆき 國分 一行）は、残暑による熱中症予防を県民に広く呼び掛けるため、労働災害防止団体等と連携して、事業主が熱中症対策及び熱中症リスクに応じた措置を講じるよう要請しました。

- ・ 県内では今年の7月に熱中症により意識不明となった事案が発生。
- ・ 静岡県下における8月の平均最高気温は令和3年の31.3℃から令和7年の33.7℃と4年間で2.4℃上昇。

添付資料

- 別添1 お盆明けの暑さによる熱中症予防について（要請）
- 別添2 令和7年静岡労働局管内の熱中症による死傷災害発生状況
- 別添3 STOP！熱中症クールワークキャンペーン
- 別添4 職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に熱中症を効果的に防止しましょう！

～職場での熱中症防止対策のポイント～

令和7年 静岡労働局管内の熱中症による死傷災害発生状況

静岡労働局

